

ご注意：下記の利用許諾契約書（以下「本契約」という。）をご確認ください。

本契約に同意できない場合、本件ドキュメントを利用することはできません。本件ドキュメントを利用した場合、本契約に同意したものとみなされます。

利用許諾契約書

第1条（定義）

1. 「本件ドキュメント」とは、SCSK 株式会社、株式会社電通国際情報サービス及び株式会社野村総合研究所、TIS 株式会社、三井情報株式会社、トレンドマイクロ株式会社、株式会社シーエーシー（総称して以下「当社」という。）を提供元とする「金融機関向け『Amazon Web Services』対応 セキュリティリファレンス（サマリー版／詳細版）」を意味します。
2. 「利用」とは、本件ドキュメントの全部または一部を複製すること（本件ドキュメントのダウンロードを含む。）、譲渡または貸与すること、及び本件ドキュメントを改変し、改変した本件ドキュメントについて前記の行為を行うことを意味します。

第2条（本件ドキュメントの利用）

当社は、ユーザ（ユーザがその所属する法人等の団体の業務のために本件ドキュメントを利用する場合には、当該法人等の団体を意味し、以下「ユーザ」という。）が本契約を遵守することを条件として、ユーザに対し、本件ドキュメントを利用するための非独占的権利を許諾します。

第3条（保証及び責任）

当社は、本件ドキュメントを現状有姿にてユーザに提供し利用許諾するものであり、本件ドキュメントに瑕疵が存しないこと、本件ドキュメントが第三者の権利を侵害していないこと、本件ドキュメントの機能がユーザの要求を満たすことを含め、明示的であると黙示的であるとを問わず一切保証しません。また、本件ドキュメントの評価、業務への適用、その他の処置については、ユーザがすべての責任を負うものとします。

第4条（知的財産権）

ユーザは、本件ドキュメントが当社または当社のライセンサーの財産であり、かつその一切の知的財産権は当社または当社のライセンサーに帰属していることを了解します。

第5条（契約期間）

1. 本契約は、ユーザが、本件ドキュメントの利用を開始した時点で発効し、第2項または第3項により終了されるまで有効に存続します。
2. ユーザは、本件ドキュメント及びその複製物のすべてを廃棄及び消去することにより、本契約を終了させることができます。
3. ユーザが本契約のいずれかの条項に違反した場合、本契約は直ちに終了します。
4. ユーザは、前項によって本契約が終了した場合、速やかに、本件ドキュメント及びその複製物のすべてを廃棄または消去するものとします。

第6条（合意管轄）

本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第7条（詳細版に関する特別条件）

本件ドキュメントのうち詳細版（以下「詳細版」という。）については、前各条の条件に加えて以下の各号の条件が適用されるものとします。

- (1) ユーザは、詳細版を利用するに当たり、事前にアマゾンデータサービスジャパン株式会社または同社が指定する者との間で別途秘密保持契約書（以下「秘密保持契約」という。）を締結するものとします。
- (2) ユーザは、詳細版の利用に当たり、本契約の他、秘密保持契約の条件を遵守するものとします。

以上